

労働条件等実態調査(簡易調査)

報告書

(令和5年7月31日現在)

福島市商工観光部

目 次

調査の説明	1
調査結果	
I 事業所の状況	
1 事業所構成	2
2 労働者構成	3
II 労働時間	
1 所定外労働時間	4
III 休暇制度	
1 年次有給休暇	5
IV 休業制度等	
1 育児休業制度	6
2 介護休業制度	7
V 男女共同参画	
1 管理職人数	8
2 育児等による退職者の再雇用制度	9
別添資料 令和5年度 福島市労働条件等実態調査票(簡易調査)	10

調査の説明

1. 調査の目的

本調査は、市内民間企業の労働条件のうち、労働者に対する労働条件の実態と今後の動向を調査し、労働行政の基礎資料とするものである。

2. 調査の対象

市内に所在する民間企業のうち、事業所全体で常用労働者を20人以上雇用している事業所を対象として調査を行った。

また、日本産業分類のうち、次の産業に分類される事業所はこの調査から除外した。

- ①農林水産業
- ②鉱業
- ③サービス業のうち、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ

3. 調査時点

令和5年7月31日

4. 調査実施時期

令和5年10月1日 から 令和6年1月31日 まで

5. 調査票

別添資料のとおり

6. 調査票の送付および回収

調査票は産業雇用政策課より対象事業所に発送し、記入後返送を求め回収した。(自計式通信調査)

また、福島県が実施した「令和5年度労働条件等実態調査票」での回答及びインターネット(福島市オンライン申請)での回答を可能とした。

7. 集計の方法

- ①集計は外部委託により行った。
- ②構成比、実施率等の比率については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求めた。
よって、合計及び総計で合わない場合がある。
- ③平均値などの整数表記についても、表示桁数以下を四捨五入して表記しているため、合計及び総計で合わない場合がある。

8. 調査票回収率

調査票配布事業所	571事業所
有効回答数	294事業所(内、常用労働者20人以上:261事業所)
有効回答率	51.5%(内、常用労働者20人以上:45.7%)

調査結果

I. 事業所の状況

1. 事業所構成

労働者規模別で最も多いのが20～49人の50.6%

産業別で最も多いのが製造業で24.9%

回答のあった事業所261社を労働者規模別で見ると、20～49人規模が50.6%で最も多く、以下、50～99人規模が25.7%、100人以上が23.8%となっている。

また、産業別で見ると、製造業が24.9%と最も多く、次いで、医療・福祉の14.2%、以下、建設業とサービス業の13.8%、卸・小売業の12.3%と続き、最も少ないのは電気・ガス・水道業で1.5%である。

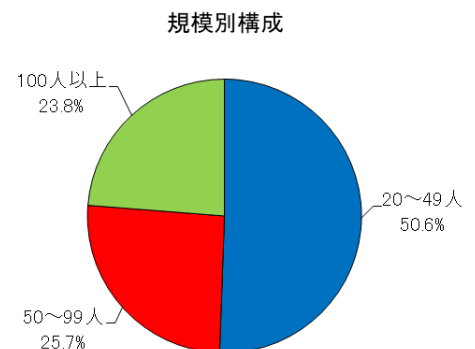
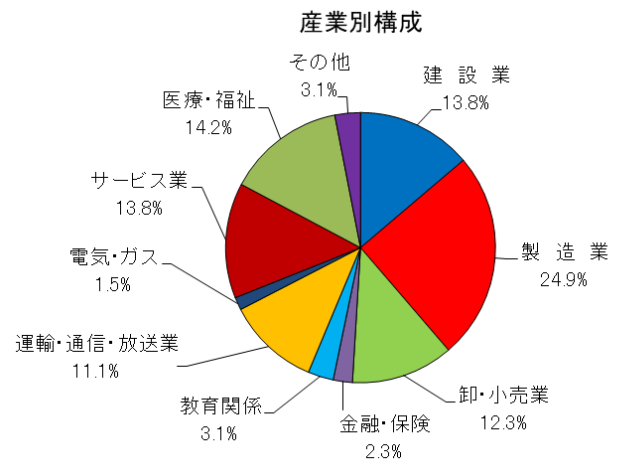
※産業別の考察においては、特段のことわりがない限り「その他」の産業区分は考察の対象として抽出しません。

表1 事業所構成 上段：事業所数、下段：%

区分	事業所数	20～49人	50～99人	100人以上
調査計	261	132	67	62
	100.0	50.6	25.7	23.8
建設業	36	29	4	3
	13.8	80.6	11.1	8.3
製造業	65	26	16	23
	24.9	40.0	24.6	35.4
卸・小売業	32	15	9	8
	12.3	46.9	28.1	25.0
金融・保険	6	2	2	2
	2.3	33.3	33.3	33.3
教育関係	8	3	4	1
	3.1	37.5	50.0	12.5
運輸・通信・放送業	29	16	9	4
	11.1	55.2	31.0	13.8
電気・ガス・水道業	4	2	2	0
	1.5	50.0	50.0	-
サービス業	36	25	8	3
	13.8	69.4	22.2	8.3
医療・福祉	37	9	11	17
	14.2	24.3	29.7	45.9
その他	8	5	2	1
	3.1	62.5	25.0	12.5
令和4年調査計	273	141	64	68
	100.0	51.7	23.4	24.9
令和3年調査計	288	161	65	62
	100.0	55.9	22.6	21.5

※事業所の労働者規模別区分は、常用労働者による区分である。

※これ以降の集計結果も同様に常用労働者数による規模別区分とする。



2. 労働者構成

1) 雇用形態

労働者総数の男女比率はそれぞれ男性 54.3%と女性 45.7%

労働者の男女比率は、全体でそれぞれ男性 54.3%と女性 45.7%となっている。

また、男女比率をみると、「常用労働者」は男性が女性を大きく上回り、「パートタイマー」は女性の割合が高くなっている。

2) 正規雇用の状況

労働者全体における正規の比率は 65.9%

労働者全体における正規の比率は、65.9%となっている。
男女別にみると正規男性が76.7%、正規女性が53.1%と男女で差がある状況となっている。

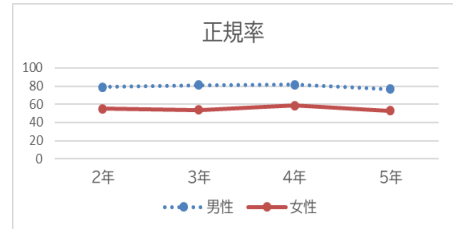


表2 労働者の雇用形態と男女比率

下段: %

区分	総数			常用労働者									臨時労働者			パートタイマー			派遣労働者及び業務請負会社の社員		
				合計			正規の職員・従業員			嘱託・契約社員等											
	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性			
調査計	31,011	16,835	14,176	24,078	14,759	9,319	20,437	12,906	7,531	3,639	1,851	1,788	364	184	180	4,769	1,257	3,512	1,802	637	1,165
	100.0	54.3	45.7	100.0	61.3	38.7	100.0	63.2	36.8	100.0	50.9	49.1	100.0	50.5	49.5	100.0	26.4	73.6	100.0	35.3	64.7
建設業	1,720	1,453	267	1,599	1,371	228	1,444	1,240	204	155	131	24	51	45	6	25	6	19	45	31	14
	100.0	84.5	15.5	100.0	85.7	14.3	100.0	85.9	14.1	100.0	84.5	15.5	100.0	88.2	11.8	100.0	24.0	76.0	100.0	68.9	31.1
製造業	10,027	6,484	3,543	8,244	5,828	2,416	7,049	5,294	1,755	1,195	534	661	123	65	58	52	115	397	1,148	476	672
	100.0	64.7	35.3	100.0	70.7	29.3	100.0	75.1	24.9	100.0	44.7	55.3	100.0	52.8	47.2	100.0	22.5	77.5	100.0	41.5	58.5
卸・小売業	3,925	2,199	1,726	2,461	1,717	744	2,202	1,564	638	259	153	106	17	2	15	1,435	475	960	12	5	7
	100.0	56.0	44.0	100.0	69.8	30.2	100.0	71.0	29.0	100.0	59.1	40.9	100.0	11.8	88.2	100.0	33.1	66.9	100.0	41.7	58.3
金融・保険	765	418	347	718	408	310	604	358	246	114	50	64	-	-	-	41	9	32	6	1	5
	100.0	54.6	45.4	100.0	56.8	43.2	100.0	59.3	40.7	100.0	43.9	56.1	-	-	-	100.0	22.0	78.0	100.0	16.7	83.3
教育関係	602	240	362	488	214	274	439	195	244	49	19	30	2	2	-	101	23	78	11	1	10
	100.0	39.9	60.1	100.0	43.9	56.1	100.0	44.4	55.6	100.0	38.8	61.2	100.0	100.0	-	100.0	22.8	77.2	100.0	9.1	90.9
運輸・通信・放送業	1,962	1,603	359	1,748	1,496	252	1,493	1,275	218	255	221	34	11	10	1	109	56	53	94	41	53
	100.0	81.7	18.3	100.0	85.6	14.4	100.0	85.4	14.6	100.0	86.7	13.3	100.0	90.9	9.1	100.0	51.4	48.6	100.0	43.6	56.4
電気・ガス・水道業	226	174	52	214	174	40	170	135	35	44	39	5	1	-	1	6	-	6	5	-	5
	100.0	77.0	23.0	100.0	81.3	18.7	100.0	79.4	20.6	100.0	88.6	11.4	100.0	-	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	100.0
サービス業	3,185	1,743	1,442	2,073	1,377	696	1,431	1,024	407	640	351	289	62	7	55	985	321	664	67	40	27
	100.0	54.7	45.3	100.0	66.4	33.6	100.0	71.6	28.4	100.0	54.8	45.2	100.0	11.3	88.7	100.0	32.6	67.4	100.0	59.7	40.3
医療・福祉	7,749	1,970	5,779	5,901	1,718	4,183	5,217	1,526	3,691	684	192	492	17	1	16	1,417	209	1,208	414	42	372
	100.0	25.4	74.6	100.0	29.1	70.9	100.0	29.3	70.7	100.0	28.1	71.9	100.0	5.9	94.1	100.0	14.7	85.3	100.0	10.1	89.9
その他	850	551	299	632	456	176	388	295	93	244	161	83	80	52	28	138	43	95	-	-	-
	100.0	64.8	35.2	100.0	72.2	27.8	100.0	76.0	24.0	100.0	66.0	34.0	100.0	65.0	35.0	100.0	31.2	68.8	-	-	-
20~49人	5,385	3,350	2,035	4,108	2,905	1,203	3,627	2,620	1,007	479	283	196	84	12	72	1,114	400	714	81	35	46
	100.0	62.2	37.8	100.0	60.7	39.3	100.0	60.7	39.3	100.0	60.6	39.4	100.0	0.1	99.9	100.0	0.4	99.6	100.0	0.4	99.6
50~99人	6,263	3,506	2,757	4,717	2,952	1,765	4,026	2,631	1,395	691	321	370	180	104	76	794	207	587	572	243	329
	100.0	56.0	44.0	100.0	60.6	39.4	100.0	60.7	39.3	100.0	60.5	39.5	100.0	0.6	99.4	100.0	0.3	99.7	100.0	0.4	99.6
100人以上	19,363	9,979	9,384	15,253	8,902	6,351	12,784	7,655	5,129	2,469	1,247	1,222	100	68	32	2,861	650	2,211	1,149	359	790
	100.0	51.5	48.5	100.0	60.6	39.4	100.0	60.6	39.4	100.0	60.5	39.5	100.0	0.7	99.3	100.0	0.2	99.8	100.0	0.3	99.7
令和4年調査計	34,018	19,776	14,242	27,968	17,945	10,023	24,429	16,088	8,341	3,539	1,857	1,682	269	140	129	4,233	1,098	3,135	1,548	593	955
	100.0	58.1	41.9	100.0	64.2	35.8	100.0	65.9	34.1	100.0	52.5	47.5	100.0	52.0	48.0	100.0	25.9	74.1	100.0	38.3	61.7
平成3年調査計	30,660	16,610	14,050	24,605	15,090	9,515	21,056	13,500	7,556	3,549	1,590	1,959	328	162	166	4,326	944	3,382	1,401	414	987
	100.0	54.2	45.8	100.0	61.3	38.7	100.0	64.1	35.9	100.0	44.8	55.2	100.0	49.4	50.6	100.0	21.8	78.2	100.0	29.6	70.4

II. 労働時間

1. 所定外労働時間

1事業所平均で117時間44分(年平均)

令和4年8月から令和5年7月までの年平均所定外労働時間は、1事業所平均で「117時間44分」であり、男性平均が「136時間37分」女性平均が「76時間34分」で、この男女差は「60時間3分」となっている。

これを労働者規模別にみると、最も短いのが100人以上の「108時間20分」、最も長いのが50～99人の「122時間14分」で、両者の差は「13時間54分」である。また、産業別では、最も短いのが医療・福祉の「51時間12分」、最も長いのは運輸・通信・放送業の「169時間27分」で、両者の差は「118時間15分」となっている。

表3 所定外労働時間（令和4年8月から令和5年7月まで期間における年平均時間）

区分	全体平均	男性平均	女性平均
調査計平均	117 時間 44 分	136 時間 37 分	76 時間 34 分
建設業	134 時間 15 分	156 時間 49 分	43 時間 42 分
製造業	137 時間 36 分	160 時間 58 分	101 時間 48 分
卸・小売業	119 時間 3 分	140 時間 13 分	74 時間 25 分
金融・保険	125 時間 0 分	141 時間 48 分	103 時間 24 分
教育関係	120 時間 3 分	132 時間 49 分	90 時間 45 分
運輸・通信・放送業	169 時間 27 分	189 時間 42 分	91 時間 33 分
電気・ガス・水道業	80 時間 45 分	74 時間 45 分	61 時間 45 分
サービス業	101 時間 58 分	116 時間 51 分	84 時間 42 分
医療・福祉	51 時間 12 分	66 時間 47 分	51 時間 2 分
その他	69 時間 56 分	85 時間 18 分	39 時間 22 分
20～49人	119 時間 56 分	140 時間 11 分	71 時間 35 分
50～99人	122 時間 14 分	137 時間 1 分	89 時間 48 分
100人以上	108 時間 20 分	127 時間 58 分	72 時間 22 分
令和4年調査計	115 時間 16 分	128 時間 10 分	68 時間 56 分
平成3年調査計	108 時間 24 分	129 時間 11 分	71 時間 28 分

※全体平均のみの回答があるため、単純に男性と女性の合計平均でない場合があります。

Ⅲ. 休暇制度

1. 年次有給休暇

年次有給休暇の状況	
付与日数	17.6日
取得日数	10.3日
取得率	58.5%

年次有給休暇の付与日数の平均は17.6日であり、繰越日数は13.9日、取得日数は10.3日で、取得率は58.5%となっている。

これを労働者規模別で取得日数をみると、100人以上の取得日数11.5日で取得率64.6%が最も高く、20～49人の9.8日で57.0%が最も低くなっている。また、産業別では、取得日数が最も多いのは電気・ガス・水道業の11.8日で、最も少ないのは運輸・通信・放送業の8.8日であり、その差は取得日数で3日となっている。また、取得率が最も高いのは、製造業の65.3%で、最も低いのは卸・小売業の49.4%であり、その差は取得率で15.9ポイントとなっている。

表4 年次有給休暇の取得状況及び計画的付与制度の有無 下段：%

区 分	回答 事業所数	取 得 状 況			
		付与日数:A	繰越日数	取得日数:B	取得率B/A
調 査 計	257	17.6	13.9	10.3	58.5%
建 設 業	35	16.6	15.0	9.7	58.4%
製 造 業	64	17.6	14.0	11.5	65.3%
卸・小売業	32	18.0	15.5	8.9	49.4%
金融・保険	6	19.7	19.2	11.6	58.9%
教育関係	8	17.7	13.6	10.4	58.8%
運輸・通信 ・放送業	29	17.4	12.4	8.8	50.6%
電気・ガス ・水道業	4	20.3	15.8	11.8	58.1%
サービス業	35	17.7	13.0	10.1	57.1%
医療・福祉	36	17.7	12.8	10.9	61.6%
その他	8	17.4	12.6	12.3	70.7%
20～49人	130	17.2	13.6	9.8	57.0%
50～99人	67	18.2	13.3	10.3	56.6%
100人以上	60	17.8	15.1	11.5	64.6%
令和4年 調査計	268	17.8	14.3	9.8	55.1%
平成3年 調査計	280	18.1	14.4	9.3	51.4%

IV. 休業制度等

1. 育児休業制度

育児休業取得者の割合は 女性 97.8%、男性 40.8%

出産者(配偶者が出産した男性を含む。)に占める育児休業取得者の割合は、女性が97.8%、男性が40.8%である。

政府は男性の育児休業の取得率を令和7年度に50%を目指す」と表明している。

産業別では、男性の取得者割合が高い傾向にあるのが、運輸・通信・放送業の76.9%となっている。

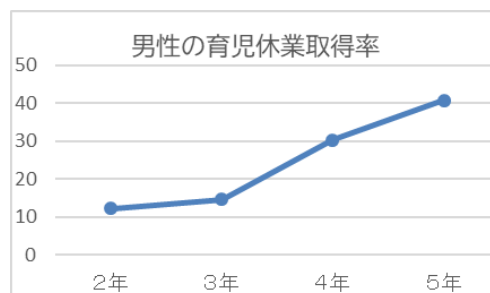


表5 育児休業取得者割合

下段：%

区 分	育児休業取得者数			出産者に占める育児休業者の割合 :A/C%	配偶者が出産した者に占める育児休業者の割合 :B/D%	出 産 者 数		
	計	女性:A	男性:B			計	女性:C	男性(配偶者が出産) :D
調 査 計	364	267	97	97.8	40.8	511	273	238
建設業	8	6	2	66.7	8.7	32	9	23
製造業	92	45	47	97.8	49.5	141	46	95
卸・小売業	29	23	6	100.0	21.4	51	23	28
金融・保険	18	9	9	100.0	45.0	29	9	20
教育関係	7	6	1	100.0	33.3	9	6	3
運輸・通信 ・放送業	10	-	10	-	76.9	13	-	13
電気・ガス ・水道業	1	1	-	100.0	-	2	1	1
サービス業	28	23	5	100.0	38.5	36	23	13
医療・福祉	167	151	16	98.7	41.0	192	153	39
その他	4	3	1	100.0	33.3	6	3	3
20~49人	27	20	7	83.3	21.2	57	24	33
50~99人	61	43	18	97.7	35.3	95	44	51
100人以上	276	204	72	99.5	46.8	359	205	154
令和4年 調査計	410	313	97	97.8	30.3	640	320	320
平成3年 調査計	348	298	50	98.3	14.6	645	303	342

2. 介護休業制度

介護休業制度の取得状況は総じて低い

介護休業取得状況は次のとおりで、取得者のあった事業所は 24 事業所と少ない。
取得者の男女別比率は、男性が 25.0%、女性が 75.0%となっており、多くの産業で女性の比率が高くなっている。

表6 介護休業取得状況 下段：%

区 分	取得者の あった 事業所	取得者の男女別人数と比率		
		計	男性	女性
調 査 計	24	32	8 25.0	24 75.0
建 設 業	-	-	-	-
製 造 業	9	10	4 40.0	6 60.0
卸・小売業	2	5	3 60.0	2 40.0
金融・保険	-	-	-	-
教育関係	-	-	-	-
運輸・通信	2	3	1 33.3	2 66.7
運輸・通信 ・放送業	-	-	-	-
電気・ガス ・水道業	-	-	-	-
サービス業	11	14	-	14 100.0
医療・福祉	-	-	-	-
20～49人	1	4	3 75.0	1 25.0
50～99人	7	8	2 25.0	6 75.0
100人以上	16	20	3 15.0	17 85.0
令和4年 調査計	18	30	7 23.3	23 76.7
平成3年 調査計	17	20	2 10.0	18 90.0

V. 男女共同参画

1. 管理職人数

管理職の人数の男女比は、男性 79.0% 女性 21.0%

管理職の人数については、全体の男女比をみると男性の79.0%に比べ女性は21.0%となっている。福島市の総合計画では、令和7年度までに女性の管理職登用率を20%とすることを目標としている。令和2年度からの推移をみると市内事業所の登用率は年々増加していることがわかる。

以下の表は、全体及び管理職ポストごとに集計した表である。

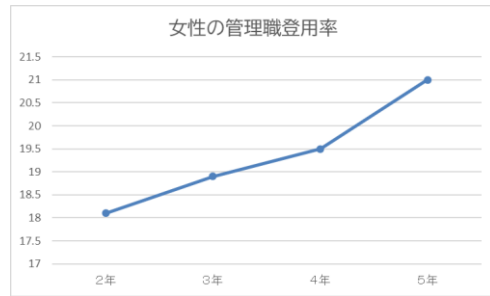


表7 管理職人数 中段：年齢区分別に対する男女比率% 下段斜体文字：総数に対する比率%

区 分	総 数			係長		課長		部長	
	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調 査 計	5,366	4,238	1,128	1,576	652	1,767	334	895	142
	100.0	79.0	21.0	70.7	29.3	84.1	15.9	86.3	13.7
	<i>100.0</i>	-	-	<i>29.4</i>	<i>12.2</i>	<i>32.9</i>	<i>6.2</i>	<i>16.7</i>	<i>2.6</i>
建 設 業	534	495	39	133	23	218	12	144	4
	100.0	92.7	7.3	85.3	14.7	94.8	5.2	97.3	2.7
製 造 業	1,750	1,576	174	720	120	598	44	258	10
	100.0	90.1	9.9	85.7	14.3	93.1	6.9	96.3	3.7
卸・小売業	878	761	117	268	83	362	30	131	4
	100.0	86.7	13.3	76.4	23.6	92.3	7.7	97.0	3.0
金融・保険	224	168	56	42	39	103	14	23	3
	100.0	75.0	25.0	51.9	48.1	88.0	12.0	88.5	11.5
教育関係	136	74	62	25	28	25	19	24	15
	100.0	54.4	45.6	47.2	52.8	56.8	43.2	61.5	38.5
運輸・通信 ・放送業	325	284	41	97	16	120	18	67	7
	100.0	87.4	12.6	85.8	14.2	87.0	13.0	90.5	9.5
電気・ガス ・水道業	44	37	7	13	6	13	1	11	-
	100.0	84.1	15.9	68.4	31.6	92.9	7.1	100.0	-
サービス業	380	307	73	91	46	145	17	71	10
	100.0	80.8	19.2	66.4	33.6	89.5	10.5	87.7	12.3
医療・福祉	952	409	543	129	282	139	174	141	87
	100.0	43.0	57.0	31.4	68.6	44.4	55.6	61.8	38.2
その他	143	127	16	58	9	44	5	25	2
	100.0	88.8	11.2	86.6	13.4	89.8	10.2	92.6	7.4
20～49人	1,119	914	205	288	124	354	50	272	31
	100.0	81.7	18.3	69.9	30.1	87.6	12.4	89.8	10.2
50～99人	976	764	212	240	107	320	67	204	38
	100.0	78.3	21.7	69.2	30.8	82.7	17.3	84.3	15.7
100人以上	3,271	2,560	711	1,048	421	1,093	217	419	73
	100.0	78.3	21.7	71.3	28.7	83.4	16.6	85.2	14.8
令和4年 調査計	6,532	5,300	1,232	2,221	793	2,108	323	971	116
	100.0	81.1	18.9	73.7	26.3	86.7	13.3	89.3	10.7
	<i>100.0</i>	-	-	<i>34.0</i>	<i>12.1</i>	<i>32.3</i>	<i>4.9</i>	<i>14.9</i>	<i>1.8</i>

2. 育児等による退職者の再雇用制度

再雇用制度のある事業所の割合は 23.0%

再雇用制度がある事業所の割合は 23.0%である。

再雇用制度がない事業所比率は 56.7%で、半数以上の事業所ではまだ制度を導入していない。

労働者規模別にみると、再雇用制度がある事業所の割合は50～99人が最も多く、100人以上が少ない。
また、産業別では、教育関係、金融・保険、サービス業の割合が高くなっている。

表8 育児等による退職者の再雇用制度 下段：% 斜体数値は常用労働者内の比率：%

区 分	事業所 総 数	再雇用制 度がある 事業所数	再雇用制 度がない	検討中 である	無回答
調 査 計	261	60 23.0	148 56.7	51 19.5	2 0.8
建 設 業	36	8 22.2	14 38.9	12 33.3	2 5.6
製 造 業	65	13 20.0	40 61.5	12 18.5	-
卸・小売業	32	4 12.5	19 59.4	9 28.1	-
金融・保険	6	2 33.3	3 50.0	1 16.7	-
教育関係	8	3 37.5	5 62.5	-	-
運輸・通信 ・放送業	29	7 24.1	15 51.7	7 24.1	-
電気・ガス ・水道業	4	1 25.0	3 75.0	-	-
サービス業	36	10 27.8	20 55.6	6 16.7	-
医療・福祉	37	10 27.0	24 64.9	3 8.1	-
その他	8	2 25.0	5 62.5	1 12.5	-
20～49人	132	30 22.7	65 49.2	35 26.5	2 1.5
50～99人	67	16 23.9	41 61.2	10 14.9	-
100人以上	62	14 22.6	42 67.7	6 9.7	-
令和4年 調査計	273	60 22.0	154 56.4	59 21.6	-
平成3年 調査計	288	58 20.1	203 70.5	27 9.4	-

※再雇用の利用実績がある場合は、「制度がある」事業所数にカウントしています。

別添資料

令和5年度 福島市労働条件実態調査票(簡易調査)

福島市商工観光部 産業雇用政策課 雇用促進係
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
電話番号 024-515-7746

記入上の注意

- 特に断らない限り、令和5年7月31日現在で、常用労働者についてご記入ください。
- 太線で囲んだ部分が回答欄です。数字で表示されている箇所は、該当する数字を○で囲み空白の箇所は、該当する事項又は数字を記入してください。
- 数字は算用数字で記入願います。
- この調査でいう「制度」とは、労使協定、労働協約、就業規定等で明示されているものばかりでなく、現在、慣行として行われているものを含みます。なお、現在の慣行が就業規則等に明示されているものと異なっている場合は、現在の慣行を「制度」とします。
- 支店を含めず送付先の事業所のみで集計してください。

事業所の名称			
所在地			
所属部課名	TEL - -	記入者氏名	
※次回以降メールでの照会・回答を希望する場合(送付先アドレスをご記入ください。)			
@			

主な業種はどれですか。番号にひとつだけ○を付けてください。

1 建設業	2 製造業	3 卸・小売業	4 金融・保険	5 教育関係
6 運輸・通信・放送業	7 電気・ガス・水道業	8 サービス業	9 医療・福祉	10 その他

1. 労働者数

貴事業所の労働者数について記入してください。

※該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。

19人以下の事業所は、以降の回答は不要です。

区分	男性	女性	計	総合計
常用労働者	①+④ 人	②+⑤ 人	A=③+⑥ 人	A+B+C+D 人
正規の職員・従業員	① 人	② 人	③ =①+② 人	
嘱託・契約社員等	④ 人	⑤ 人	⑥ =④+⑤ 人	
臨時労働者	人	人	B 人	
パートタイマー	人	人	C 人	
派遣労働者及び 業務請負会社の社員	人	人	D 人	

(注)「常用労働者」とは、期間を決めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われる労働者。日々、又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、前2月にそれぞれ18日以上雇われた労働者。

「正規の職員・従業員」とは、常用労働者のうち一般に「正社員・正職員」と呼ばれている労働者。

「臨時労働者」とは、繁忙時に一時的に雇い入れられる労働者、あるいは季節的事業、その他短期の有期事業のために雇い入れられる労働者。

「パートタイマー」とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い労働者、又は、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い労働者。

2. 所定外労働時間

令和4年8月から令和5年7月までの1年間における一人平均の所定外労働時間は何時間ですか。(30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てて記入してください。)

区 分	年間の所定外労働時間
男性平均 = $\frac{\text{男性の所定外労働時間の合計}(X)}{\text{常用労働者男性}(a)\text{の人数}}$	時間
女性平均 = $\frac{\text{女性の所定外労働時間の合計}(Y)}{\text{常用労働者女性}(b)\text{の人数}}$	時間
全体平均 = $\frac{(X) + (Y)}{(a) + (b)}$	時間

(注)「所定外労働時間」とは、早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤などの労働時間をいいます。

3. 年次有給休暇

令和5年7月31日以前の最近の1年間の年次有給休暇の実績について、常用労働者一人あたりの平均日数を記入してください。

一人平均付与日数	一人平均繰越日数	一人平均取得日数
日	日	日

(注)「付与日数」とは、労働者が当該休暇年度に新たに利用できる年次有給休暇(繰越分除く)日数です。

「繰越日数」とは、労働者が前年未使用分の年次有給休暇のうち、当該休暇年度に繰越できた日数です。(付与日数と繰越日数の合計が1年間に利用できる有給休暇の日数になります。)

「取得日数」とは、労働者が当該休暇年度内に実際に利用(消化)した日数です。

日数は、小数点以下を切り上げて整数で記入してください。

4. 育児休業制度

育児休業制度利用者の状況について記入してください。

※該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。

- ① 令和4年8月1日から令和5年7月31日までの出産者数(男性の場合は配偶者が出産した者の数)を記入してください。
- ② ①で該当した者のうち、令和5年7月31日までに育児休業を開始した者(育児休業開始予定の申出をしている者を含む)を記入してください。

①	男性の該当者数	人	②	男性の取得者数	人
	女性の該当者数	人		女性の取得者数	人

5. 介護休業制度

介護休業制度利用者の状況について記入してください。

※該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。

男性	人	女性	人
----	---	----	---

(注)令和4年8月1日から令和5年7月31日までに介護休業制度を利用した人数を記入してください。

6. 男女共同参画

男女別の管理職の人数について記入してください。

※該当がない場合は、数字のゼロを記入してください。

係長相当職		課長相当職		部長相当職	
男性	女性	男性	女性	男性	女性
人	人	人	人	人	人

(注)「管理職」とは、事業所の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮・監督する役職の

ほか専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。

部長・課長等の役職名を採用していない場合や、次長等役職欄にない職については、貴事業所の実態により、どの役職に該当するか適宜判断して下さい。

7. 仕事と育児の両立支援

結婚、出産、育児等による退職者に対して、再雇用制度がありますか。

1	あ る	2	な い	3	検 討 中 で あ る
---	-----	---	-----	---	-------------

以上で記入いただく事項は終了となります。ご協力いただきありがとうございました。

労働条件等実態調査報告書

令和6年3月

編集・発行：〒960-8601

福島市五老内町3番1号

福島市商工観光部産業雇用政策課雇用促進係

TEL：024-535-1111(代表)

TEL：024-515-7746(直通)